

議案第5号

守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例

守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月8日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日原案 決

議案	頁数
5号	1

守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による経営等の許可に係る墓地、納骨堂及び火葬場の設置場所及び構造設備の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(墓地及び火葬場の設置場所の基準)

第3条 墓地及び火葬場の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。ただし、市長が土地その他周囲の状況から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100メートル以上の距離にあること。
- (2) 高燥で、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地等の構造設備の基準)

第4条 墓地、納骨堂及び火葬場の構造設備は、それぞれ次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が土地の状況、構造設備等から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 墓地にあつては、その周辺に塀等を設け、かつ、敷地内に雨水等が停留しないようにすること。
- (2) 納骨堂にあつては、その周囲に相当の空地を有するとともに、独立した耐火構造の建物とし、かつ、納骨装置には施錠ができること。
- (3) 火葬場にあつては、その周囲に塀等を設け、かつ、完全燃焼及び臭煙防止構造の火葬炉並びに火葬に必要な附属施設を有すること。

(経営許可の申請)

第5条 法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 敷地の所在、地番、地目及び面積
- (3) 工事完了の予定年月日
- (4) 申請の理由

(変更許可の申請)

第6条 法第10条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 変更の内容
- (3) 変更に係る工事完了の予定年月日
- (4) 変更の理由

(廃止許可の申請)

第7条 法第10条第2項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 廃止の理由
- (3) 廃止後の処理

(みなし許可に係る届出)

第8条 法第11条第1項又は第2項の規定により法第10条第1項の規定による経営の許可又は同条第2項の規定による変更若しくは廃止の許可があったものとみなされる処分があったときは、当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了届)

第9条 法第10条第1項の規定による経営の許可又は同条第2項の規定による変更の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案	頁数
5号	2

提案理由（議案第5号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において墓地、埋葬法等に関する法律が改正され、平成24年4月1日から墓地等の経営の許可等に関する事務が市の事務になることから、守谷市が墓地等の経営の許可等に関する基準や手続について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年守谷市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第2条 条例第5条に規定する申請書は、墓地、納骨堂、火葬場経営許可申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 条例第5条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場の位置を示した図面
- (2) 墓地及び火葬場にあつては、敷地の周囲150メートル以内における国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家と敷地の距離を示した図面
- (3) 墓地にあつては造園計画図、納骨堂及び火葬場にあつては構造説明書並びに平面図及び側面図
- (4) 土地登記簿の謄本
- (5) 申請者が法人である場合にあつては、その意思決定を証する書類
- (6) 申請者が地方公共団体以外の法人である場合にあつては、定款、寄附行為又は規則の写し
- (7) 敷地が農地又は採草放牧地である場合にあつては、農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の規定による許可書の写し
- (8) 建築確認が必要な建物にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認通知書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(変更許可の申請)

第3条 条例第6条に規定する申請書は、墓地、納骨堂、火葬場変更許可申請

議案	頁数
5号	3

書（様式第2号）のとおりとする。

2 条例第6条に規定する規則で定める書類は、前条第2項各号に掲げるものとする。

（廃止許可の申請）

第4条 条例第7条に規定する申請書は、墓地、納骨堂、火葬場廃止許可申請書（様式第3号）のとおりとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める書類は、第2条第2項第5号及び第9号に掲げるものとする。

（みなし許可に係る届出）

第5条 条例第8条の規定による届出は、みなし許可に係る届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、行うものとする。

（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定による許可書若しくは承認書又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による事業計画の認可書の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

（工事完了届）

第6条 条例第9条の規定による届出は、墓地・納骨堂・火葬場工事完了届出書（様式第5号）により行うものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。